

2023年4月5日

2023年度以降に取り組む新規商品類型の選定結果について

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

2022年10月1日から31日に行った新規商品類型提案の募集に寄せられた提案、ならびに事務局からの提案を、エコマーク企画戦略委員会（第40回：2022年12月開催、第41回：2023年3月開催）で審議した結果、以下の案件を、2023年度以降に着手する新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補としてさらに継続検討することとなりましたので、お知らせします。

1. 新規商品類型化(商品類型の見直しを含む)の候補として継続検討とする案件

継続検討を行い、基準策定委員会設置の目途が立った時点で、正式に「選定」とする旨を公表し、委員の公募など基準策定委員会設置の手続きに入ります。基準策定が困難な場合は「不選定」を決定します。

案件名	継続検討とする理由等の要旨
スマートフォン	スマートフォンは現代社会に欠かせないアイテムとなっており、環境に配慮した製品設計を推進していくことは社会全体の環境負荷低減につながる。
清掃用資材（清掃用器具、床維持剤等の薬剤など）	ビルメンテナンス業の清掃管理業務で使用される清掃用資材（清掃用器具、床維持剤等の薬剤など）について、環境配慮の視点を入れたエコマーク認定基準を策定することにより、供給メーカーや清掃事業者の環境配慮の取り組みを促進させることが期待できる。
アウトドアアクティビティ用品	キャンプなどのアウトドアアクティビティは、コロナ禍をきっかけに注目されており、コロナ後も新たな消費行動として、関連用品の需要も好調に推移すると期待されている。商品類型化（既存の商品類型からの再編を含む）をすることで、環境に配慮したアウトドア活動（利用者への環境配慮意識の向上）につながることを期待できる。

参考) 前年度から引き続き検討中

案件名	現在の状況、継続検討とする理由等の要旨
ケミカルリサイクル技術（ガス化、油化、モノマー化）による化学原料製造プロセス・製品	プラスチックの資源循環、2050年のカーボンニュートラルに向けて、重要な技術であり、実証プラントの設置や技術開発が石油化学メーカーや化学会社で進められている。2023年4月以降に基準策定準備委員会を設定し、検討を開始する。
土木・建築関連製品	No.131「土木製品」等の商品類型で、使用される資材等について認定基準を設定しているが、資源循環や脱炭素に資する資材や工法の評価を視野に、エコマークで対象とする資材や工法の情報を体系的に調査・整理を行っている。今後、基準策定委員会を設置し、適用範囲拡大の検討を進める。

2. 部分改定を検討する案件

案件名	継続検討とする理由等の要旨
耐火れんが	耐火れんがに分類される製品群についても、再生材料を使用する製品が存在するため、No.109「タイルブロック」の適用範囲拡大を検討する。
UVインキ用脱墨アンカー剤	リサイクル対応型UVインキと同等の脱墨性を実現できるインキ下地として、No.102「印刷インキ」の適用範囲拡大の検討を進める。
パッキン・ガスケット	気密性、液密性を持たせるために用いる密閉用のシール材として使用されるパッキン・ガスケットは、ゴム材料が使用されているが、省資源・資源循環に配慮した製品設計を促進するため、No.128「日用品」の適用範囲拡大について検討を進める。

なお、次回見直し時に検討すると判断された案件は以下のとおりです。

案件名	継続検討とする理由等の要旨
バイオマス由来特性を割り当てた塗料及び塗膜	バイオマスの実配合の塗料も含めて検討する必要があるため、基準策定委員会を立ち上げた議論が必要であるため、No.126「塗料」の有効期限到来に伴う認定基準の見直し時に、検討する。
「No.140 飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装」G,Hに環境配慮した製造方法	No.140有効期限到来に伴う認定基準の見直し時に、国内でのモノマテリアル化の動向や国内外の情報収集を進めながら、容器包装基準での環境配慮設計の基準精緻化等を検討する。

以上